

かすみがうら市教育委員会 5月定例会会議録

1 招集期日

平成28年5月23日(月)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 惠 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生涯学習課長補佐	山 口 由 晃
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
図 書 館 長	和 田 哲 男
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 裕 之
千代田中・下稲吉中地区公民館長	吉 田 均
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	加 藤 洋 一
学校教育課総務担当係長	岩 田 幸 生

6 協議事項

報告第 3号 かすみがうら市社会教育委員の解職及び委嘱について  
報告第 4号 かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について  
報告第 5号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について  
議案第32号 議案に係る意見聴取について(学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について)  
議案第33号 議案に係る意見聴取について(平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号))

7 会議の概要

開会 午前9時00分

- 教 育 部 長 : 起立、礼、着席。  
本日は、教育委員会、大変ご苦勞様でございます。  
それでは、教育長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。
- 教 育 長 : おはようございます。本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、5月の定例教育委員会を開催いたします。  
次に、「教育長報告について」、私よりご報告させていただきます。  
資料教育長動静により報告する。(5月の教育長事務報告、内容省略)  
ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いいたします。  
特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案にはまいります。  
最初に、報告第3号「かすみがうら市社会教育委員の解職及び委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課 : 報告第3号かすみがうら市社会教育委員の解職及び委嘱について、平成28年5月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市社会教育委員の解職及び委嘱について、かすみがうら市社会教育委員に関する条例第3条及び第6条の規定に基づき下記のとおり解職及び委嘱しました。このことを、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めます。  
ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
- 教 育 長 : (「質疑なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。よって、報告第3号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(「異議」なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は、報告のとおり承認します。  
次に、報告第4号「かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長 : それでは資料の3ページをご覧くださいと思ひます。  
報告第4号かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について、平成28年5月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市地区公民館運営規則第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき下記のとおり委嘱しました。このことをかすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めます。4ページの資料をご確認ください。4月に地区公民館のコミュニティ推進委員について承認をいただいたのですが、千代田中地区公民館は17名でした。その後5月に委嘱していただきたいという方3名の推薦がございました。この3名が追加されて規定の20名になります。説明については、以上です。
- 教 育 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。  
(「質疑なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。よって報告第4号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は、報告のとおり承認します。  
次に、報告第5号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

霞ヶ浦中地区公民館： 報告第5号かすみがうら市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について、社会教育法第30条の規定及びかすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例第20条の規定により、下記のとおり解職及び委嘱しました。このことを、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。説明については以上です。

教 育 長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。よって報告第5号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は、報告のとおり承認します。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。事務局から2件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。

追加議案について、配布願います。

（事務局から追加議案 配布）

また、議事に入る前に、会議の非公開についてお諮りいたします。議案第32号、議案第33号は条例の一部改正と補正予算（案）の内容で、市議会の提出前でありますので、その性質上これを非公開としてよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第32号、議案第33号については、非公開といたします。

【議案第32号】議案に係る意見聴取について「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」（非公開）

【議案第33号】議案に係る意見聴取について「平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）」非公開

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課長： 学校教育課より、順次、説明をお願いします

指導室長： 学校教育課の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

生涯学習課長： 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

郷土資料館長： 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

霞ヶ浦中地区公民館： 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

千代田中・下稲吉中地区公民館長： 霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

図書館長： 千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

図書館長： 図書館の事業報告及び計画を説明（5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略）

画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明で何か、ご質問はございませんか。  
特にないようですので、次の、その他の事項に入ります。  
報告事項等がありましたら説明をお願いします。

学 校 教 育 課 長 : 学校教育課から一点、説明させていただきたいと思います。先程、報告の中で5月13日に市議会全員協議会で、プールの補助金の関係で説明をさせていただいたというようなことで報告させていただきましたが、その内容についてご説明させていただきたいと思います。先程配布させていただきましたこちらの資料をご覧くださいと思います。美並小学校施設統合環境整備事業に係る特定財源の過充当等にもなる繰上償還について、ということで、1枚目の資料は政策経営課が提出したものです。2枚目が学校教育課のほうでの資料となっております。

全体的な経緯につきましては1番上の枠に書いてありますようにプールの改築工事について平成26年度事業として学校施設環境改善交付金及び全国防災事業等を活用し整備を進めてきたところですが、交付申請時はプールの位置付けとして屋根及び、壁を有することから屋内プールとして交付金申請を行っていたところ、工事完了後の交付金実績事務の過程で、屋内プールの補助基準が温水機能等を有し、且つ1年を通じ利用可能なものであることが条件としていることが分かったため、補助基本額に変更が生じました。このことによりまして、認識した時点が年度末であったことが影響し、財政融資資金の申請から借入が実行される一連の事務に間に合わせる事ができず、差額の135,600千円が過充当となって、繰上げ償還するというようなことになったということでございます。このグラフを見ていただきますと、内示ベース、実績ベースとございまして、当初予定していたものが、補助金が赤いもので、101,333千円でございます。これの3倍が補助基本額ということで、この部分、3倍までが、起債の対象になるというようなことで、全国防災事業債が202,600千円を予定しておりまして、その他、補助の基本額以外は対象事業外ということで、こちら緊急防災事業債というのが起債を予定しておりました。補助金額が屋外に該当しないということで、最終的に下の実績ベースですが、33,709千円に縮小することになりまして、合わせてその3倍の補助基本額が3億から約1億円に減少しまして全国防災事業債が67,000千円の減少となったというものでございます。そのものが3月末に借入が実施されておりまして、正確に判明した時点で、借入を変更や中止にすることができなかつたので、その超過した借入分について今後9月に返済を行うというということでございます。

次の2枚目の資料をご覧くださいと、こちらが学校教育課のほうで説明させていただいた経過でございます。左側の真ん中になります政策経営課説明資料分ということで塗ってある部分は、1枚目の資料の裏側に政策経営課で作成した内容を示してございまして、その他に学校教育課の説明文として、右側につけて説明をしております。まず経過からいたしますと、25年に建築計画を県の教育庁財務課に提出しております。25年の6月です。こちらについては平成26年度の建築計画の作成・提出というようなことで、この際、単価を屋内プールというようなことで、算出して予定をして提出いたしました。屋内と屋外で、最終的になるんですが、単価の相違がございまして、こちらについては屋内で提出しました。その後、25年には7月から3月まで、改築工事实施設計を行っておりまして、26年度になりまして4月30日、学校施設環境改善交付金の内示、整備計画の調整というようなことで、国のほうから学校施設環境改善交付金の内定通知がありまして、併せて施設整備計画を作成し、提出しております。

当時の内定額が他の工事も含めて135,664千円。プール分については101,333千円。事務手続きで内示があってそれに基づいて申請を行うということで、屋内の形で申請をしております。6月18日になりますが、追加事業、霞ヶ浦中の屋内運動場が当初割り当てになってなかったんですが、追加割り当てがございましてこの際に変更の施設整備計画を提出させていただいております。あわせて当初内定を受けたプール事業に誤りがあったことを県に報告し、実績報告書に精査できるものと認識しており、必要な変更手続きを行わなかったというような記載でございまして、この時点で、市で設計したプールについては屋根付きではあるが温水機能を有していないため、補助条件が屋外になるということが担当のほうで確認がありまして、その件を県のほうにこの時点で一度報告いたしました。が、実績報告で対応できるというような指導でございまして、そのまま変更手続きはやってなかったというようなことになっております。

ということで、6月19日には屋内のまま県の交付金の内定がございました。その後ですね、8月には入札を行ったが不調となりまして、その後12月の定例会で補正予算をご承認いただきまして、2月に第2回目入札を行ってエム・テック・成島特定JVが受注しまして、3月の定例会で本契約となっております。補助金の関係では2月の17日に繰り越しの承認の完了というようなことで、発注が2月になりまして、工事の完了が年度内に終わらないということで繰り越しの手続きを行っております。27年度になりまして、10月には変更の、プールの工事のですね、変更の契約の仮契約を行って、12月18日には議会で変更の契約が承認をいただきまして、2月29日に竣工検査が完了しております。1月29日に県から会計検査指摘情報の通知を受領、とありますが、これがですね、スポーツ庁から平成26年度決算報告で不当事項の通知を受ける、ということで、他の自治体で設置した屋外プールが年間利用できるという補助条件を満たしていないというような案件がございまして、こういった報告がございました。この時点でも最終的に精算できるというような認識がありまして、補助単価等の確認を行っておりませんで、最終的に3月18日に実績により補助対象経費の減額になる、というようなこととなりますが、3月16日に県の教育庁の財務課と、プールにかかる実績報告について協議したところ、当初交付決定された屋内を修正し、屋外で再計算すると対象経費が大幅に減額されてしまうことが確認をいたしました。交付金が大幅に減額されると起債に大きく影響するというようなことで政策経営課に事情を報告いたしまして、その後、財務事務所や県との調整を行っておりますが、3月25日、すでに財政融資の借入れ申請は2月に行っておりまして、3月25日に借入金執行されております。18日以降、対応を調整しましたが、すでに借入の手続きは終わっているというようなことで、借入の取りやめ等は行うことはできなかったというようなことになっております。3月28日には県の補助事業対象となる事業を屋外と上屋というようなことに修正しまして実績報告書を提出をいたして、4月20日にプールの確定額が33,709千円の補助金、というようなことで確定をされております。減額となった部分が67,624千円というようなこととございます。今後ですね、28年9月1日過充当による繰上償還135,600千円の繰上償還を行うというようなこととございます。

これに合わせまして政策経営課のほうが所管になりますが、その借入額の償還に関する費用について6月の第2回定例会に、その経費を提出させていただくことになっております。プールの工事の設計の誤りに引き続きましてこのようなことで補助金の誤りに至ってしまったというようなことで、委員の皆さんや議会の関係者さらには住民の皆さんに大変申し訳な

く感じているところでございます。大変申し訳ありません。説明については以上でございます。

教 育 長 : ただ今の過充当等に伴う繰上げ償還についての説明がありました。この件について、ご質疑ございませんか。

委 員 : 前々からの引き継ぎなのでいろいろ微妙な部分があると思いますけど、補助金を受けるということで県のほうも会計監査の対象ということで、その段階では違うので、1年間使えないということで、このプールに関しては、屋内プールとは認められないということで、結果的には致し方ないことなのかなという思うのですが、一般の会社ですと、こんな大きな穴あけたら倒産なんかなって、特に金額も大きいですしね、危機管理といえますか、そのあたりはよくやっていただきたいなというように思います。億からのお金が差し引き、結局持ち出し償還ということになりますので、ちなみに持ち出し償還になっちゃう部分に関して、市というか、教育委員会というか影響というのはどういうものがあるか教えていただきたいと思います。

学校 教育 課 長 : 影響といいますか、説明した中で一般財源になる部分が、返ささせていただく135,600千円は、起債の財源対象にならないということで一般財源というようなことでの対応となるということでございます。後その他、予算上、6月の定例会に、明日議会のほうにはお知らせすることになります、この償還が9月になりますのでそれまでの利息等が生じて、その分も支出があるということでございます。

委 員 : 今回の美並小学校のいろんな工事に関しては最初からいろいろあって、本当に担当の方は非常にご苦勞をされたと思うのですが、大きな勉強代にはなってしまうけれども、今後気を引き締めて頑張っていたきたいというふうに思います。

教 育 長 : ただ今の委員さんの貴重なご意見を無にしないよう、今後関係部署あげてしっかりと取り組んでいくということが、この場で再確認していきたいと思います。その他、ございましたら。

委 員 : 今のプールというのとは何か月くらい年間で通すと使えるものなのですか。

学校 教育 課 長 : プールの使用予定については、実際に学校でプールを開始するのが6月の10日前後からというようなことで、今準備を進めているところです。実際は6月から9月ぐらいまでは使用可能かということで認識しております。

委 員 : このプールには温水機能はないのですかね。温水機能を付けた場合、お金ははるかにかかってしまうのでしょうか。ですが、あれだけ立派なものを作られたのですから年中利用できる様にさせていただければ子どもたちの体力づくりに又市民の健康づくりに貢献できると思います。

学校 教育 課 長 : 現在のプールの施設は年間通じての本質的な内容が決まっております、年間通じてと言いますと温水プールに変更し、年間となると、空調設備等も要されるので、当初の計画する前の段階で温水プールなんていうのも、どのくらいかかるかなということで、他の事例なんかを確認したと聞いております。そういった中ではかなり施設上は、現在整備したものよりも費用がかかるというようなことで現在の形になったということです。

あと、市民への開放ということでございますが、これまで整備してきた中では、学校のプールというようなことで整備した経過がございますが、あとは解放となると今度は管理の面等ですね、費用もかかると思いますので、そういったもので、解放については今後の検討課題というようなことでこれまでも部長のほうからお話させていただいた経過もあると思いますが、そういった中でまたこういうことがございましたので、あらためて

委  
教  
育

そういった要望がありましたらご説明させていただきたいと思います。  
よろしくお願いします。

員 長 : ただ今の件につきまして、何かご質疑ございますか。

長 : (「質疑なし」の声あり)

その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思  
います。6月23日木曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思  
いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

起立、礼。

閉会 午前10時40分

委 員 長

書 記 加藤洋一

書 記 岩田幸生